

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第48回 芦屋市入札監視委員会
日時	令和6年5月29日（水） 14:00～16:00
場所	北館4階 教育委員会室
出席予定者	委員長 安原 徹 委員 坂本 幸子 委員 中川 みち子 事務局 御手洗副市長 岡崎総務部長 白井契約検査課長 竿尾基盤整備課長 長良環境課長 宮本下水道課長 森本水道管理課長 契約検査課職員
事務局	総務部総務室契約検査課
会議の公開	☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 芦屋市入札監視委員会規則第5条第5項
傍聴者数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

(1) 議事

- ① 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和５年度下半期執行分）
- ② 抽出案件
- ③ 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（令和５年度下半期執行分）
- ④ 随意契約サンプリング調査結果報告（令和５年度第３四半期・第４四半期調査分）
- ⑤ その他

2 提出資料

資料（１） ア 入札状況及び随意契約内容一覧表 令和５年度下半期
（令和５年１０月１日～令和６年３月３１日）
イ 不調・不落発生件数
ウ 不調・不落発生件数（工種別）
エ 公共工事入札状況（予定価格段階別一覧表）
オ 公共工事入札状況（参加業者・落札業者区分別一覧表）

資料（２）抽出事案①～④関係書類（写し）

資料（３）競争入札に係る指名停止等の措置基準適用一覧表（令和５年度下半期分）

資料（４）随意契約サンプリング調査結果報告（令和５年度 第３・４四半期）

第48回芦屋市 監視委員会議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況等の報告（令和5年度下半期執行分）

（質疑・意見）1社入札について、一般競争入札では無効としない取扱に見直されたとのことですが、潜在的な参加者が想定されるため、競争性は確保されているということが理由の一つだったかと思います。更には、計画的な事業執行への影響とのことですが、工事が遅延することにより、市民サービスの遅れ、低下を招く状況にもなりかねないことなどを総合的に勘案しますと、適切な対応かと思います。

（質疑・意見）小中学校では、耐震化や長寿命化工事を実施されていますが、老朽化が進んでいる施設だと、雨漏りなどの不具合が発生している状況があるのですか。

（事務局）学校関係の大規模改修等につきましては、長期的な修繕計画を策定しており、それに基づき実施しているところです。不具合が発生する前に予防保全として実施することが望ましいと考えておりますが、軽微なものや緊急的に発生する場合がありますので、それについてはその都度、状況に応じて対処しています。

（質疑・意見）例えば、市立病院の外来棟消火ポンプユニット更新工事は、入札中止となったため、令和6年度に再度実施するとされていますが、急いで行う必要はないのでしょうか。

（事務局）状況の詳細は把握できていませんが、突発的に不具合が生じたものなのか、または予防的に行うものかによっても、対応が異なります。なお、入札の辞退理由としては人手不足や業務重複によるものが多数であったと聞いておりますので、時期を改めて再度入札を行うものと思われます。

（質疑・意見）業者選定をする際の要件として、市内・市外業者の別や、価格競争の面も含めてですが、考え方など、優先されていることはあるのでしょうか。

（事務局）財政負担の観点だけを考えれば、少しでも安価で落札されるよう、競争性を高めるため、幅広く公募するということになりますが、品質確保の観点からは、一定の実績を求めるなどの条件も必要となります。また、市内業者については、災害時の対応や、地域経済の活性化等の観点を踏まえると、受注機会への配慮が必要と考えております。このような様々な観点から、本市の入札・契約制度の制定や見直しを行ってきているところですが、競争性、公正性、透明性の担保を前提としつつ、その中で、本市の特性も踏まえた制度のあり方については、常に点検が必要と考えております。

(2) 抽出案件

① ツツジ橋外1橋撤去工事

（質疑・意見）予定価格は事前公表、最低制限価格は事後公表ですか。

（事務局）そのとおりです。

（質疑・意見）当初の指名競争入札では応札者がなかったため、一般競争入札に方法を変更されています。また、地域要件は設けずに実施されていますが、本件で応札された業者は、条件が見直されたことで参加可能となったのでしょうか。

（事務局）結果として応札者はいずれも県内業者でありましたので、実施時期や予定価格の見直しが主な要因であったと推察しております。

（質疑・意見）工事の規模や設計内容を見直されたのでしょうか。

（事務局）河川区域内であり、また夜間作業を伴う工事ですので、そうした制約を踏まえ、資材の搬入方法や施工時間、既設撤去に係る施工日数やこれに伴う交通誘導員数等を見直しております。

（質疑・意見）工期や人件費を見直したことで、参加業者が増えたということですね。

（事務局）作業量に変更はありませんが、夜間工事では、作業が可能な時間帯の中で、前後の準備も考慮した作業時間に見直した結果、所要日数が増加しております。

（質疑・意見）落札額は最低制限価格とほぼ同額ですが、算定式が分かれば最低制限価格を導き出せるのでしょうか。

（事務局）積算に必要な設計図書として、仕様書とともに積算内訳書も提示しています。内訳書は国・県の積算基準書に基づき作成していますので、定型的な工事内容であれば、予測し得る場合もあるかと思われます。

（質疑・意見）応札業者の中でも、金額に差異があるのはなぜでしょうか。

（事務局）設計図書に基づき、実際の作業を想定し、更なる工夫を検討された中で実施可能な金額を積算されますので、それぞれの業者の技量や企業努力の結果が入札価格に反映されていると考えています。

（質疑・意見）積算基準書に示されている施工量は、実態と見合っているのでしょうか。

（事務局）実態調査等を踏まえて設定されていますので、大きく乖離することはないと思われます。

②芦屋市霊園敷地内庭園整備工事

（質疑・意見）予定価格と最低制限価格の取扱は先ほどの案件と同じですか。

（事務局）はい。工事の場合、予定価格は事前公表、最低制限価格は事後公表としております。

（質疑・意見）本件では落札額が最低制限価格から少し離れた金額となっています。高木の伐採であれば、高所作業車や重機が必要になるのか、またその日数でも金額が大きく変わると思うのですが、積算の上で想定する作業方法とは相違があったということなのでしょうか。

（事務局）本工事では、初めに庭園全体を撤去し、整備し直す内容となっています。撤去に必要な重機は設計に計上していますし、作業スペースの制約も少ない現場ですので、数量や日数で大きな差が生じるものではなかったと考えております。

（質疑・意見）指名競争入札で実施する造園工事では、落札率が少し高くなっている傾向が見られますので、引き続き、状況を確認してまいりたいと思います。

③河川環境整備事業（除草）西宮土木事務所管理分（その２）

（質疑・意見）毎年実施されている業務ですが、選定する業者も毎回同じなのですか。

（事務局）植木剪定・除草・灌水業務の取扱を可能とする市内業者のうちから、指名機会の均衡を考慮して、その都度選定しています。

（質疑・意見）他の業務委託の案件と比べると、落札率が高くなっています。

（事務局）一律に除草を行えばよいという業務ではなく、同じ河川でも、上流と下流で状況が違いますし、またその中で、剪定する種別や範囲の選別などが必要となることや、周辺地域からの要望への対応も生じる場合があるため、効率的な作業が難しい側面があります。

（質疑・意見）他の業務委託の入札結果との均衡を考えれば、何かしら工夫できる余地がないのかと思いましたが、そういった配慮が必要なのであれば、競争性や落札率を議論する案件には適さないように感じます。

（質疑・意見）以前は入札で実施しておりました、街路樹剪定業務ですが、現在は包括管理業務という形で、受託業者が長期的に一括して維持管理を行うことで、市民サービスや質の向上を図っております。本件に関しても、当該業務に組み入れることは今後、検討できるのではないかと考えております。

④奥山浄水場２・３号ろ過池送水弁修繕工事

（質疑・意見）１回目が不調となって、２回目の実施にあたり、どのような見直しが行われたのでしょうか。

（事務局）積算金額が予定価格を上回ったことを辞退理由とする業者がおられたことも踏まえ、主たる工事内容に応じて設定する工種区分を見直した結果、予定価格が増額となっております。

（質疑・意見）増額しても応札が１社のみであったということは、辞退された業者さんとしては、まだまだ採算が合わないということだったのでしょうか。

（事務局）辞退理由としては、配置技術者等の確保がほとんどであり、採算を理由とする辞退はなかったのですが、応札の１社も予定価格と同額であったことを考慮しますと、採算も一因となっているのではないかと推察しております。

（質疑・意見）特殊性の高い工事なのですか。

（事務局）送水弁を取り替える工事で、複雑なものではありませんが、ろ過池での作業となりますので、衛生的な管理も必要となります。また、送水量の関係から、対象の２基を同時交換することができないため、工程的な制約も不利に働いたと思われます。

（質疑・意見）市が設定する工程で人員を確保する困難さも要因として考えられるのですね。

- (3) 競争入札にかかる指名停止等の措置基準適用状況報告（令和５年度下半期執行分）
（質疑・意見）なし
- (4) 随意契約サンプリング調査結果報告（令和５年度第３四半期・第４四半期調査分）
（質疑・意見）なし

以上